

国 税 徴 収 法

本試験問題

〔第一問〕問2

次の(1)及び(2)の間に答えなさい。

(1) 災害により財産に損失を受けた場合に適用され得る納税の猶予については、国税通則法第46条第1項及び第2項第1号にそれぞれ規定が設けられている。これらの規定に基づく納税の猶予の概要について簡潔に説明するとともに、その相違点を答えなさい。

なお、納税の猶予の効果については説明する必要はない。

(注) 解答に当たっては、国税通則法第46条第1項の納税の猶予を「1項猶予」と、同条第2項第1号の納税の猶予を「2項猶予」と省略して記載して差し支えない。

〔第一問〕問2

(2) 滞納者Xから絵画及び貴金属(以下「絵画等」という。)を預かっていたXの知人A宅に、Y税務署徴収職員が臨場した。Aは、徴収職員から、「あなたがXから預かっている絵画等について、Xの財産に対する滞納処分として差し押さえたいので、協力をお願いしたい。」と言われたが、「絵画等はXから預かっているものであり、Xの了承なく応じることはできない。」と答え、徴収職員の依頼に応じなかった。

この後、徴収職員が絵画等の差押えのために採るべき措置及び絵画等の差押えの効力発生時期を答えなさい。

〔第一問〕問3

次の(1)及び(2)について、納税者等の不動産が換価された場合の各債権に対する配当金額及び残余金の金額を、計算過程と根拠を示して答えなさい。

(注) 配当金額の計算に当たっては、利息、遅延損害金、延滞税及び延滞金について一切考慮する必要はない。

- (1) 不動産の換価代金……2,000万円
直接の滞納処分費……10万円
A銀行の抵当権(令和2年6月3日設定登記)の被担保債権……700万円
B税務署の差押え(令和4年1月15日登記)に係る国税(法定納期限等 令和3年3月15日)……400万円
C銀行の抵当権(令和4年8月30日設定登記)の被担保債権……600万円
D社の不動産保存の先取特権(令和4年12月1日登記)の被担保債権……100万円
E県参加差押え(令和5年5月25日登記)に係る地方税(法定納期限等 令和4年3月31日)……500万円
F市参加差押え(令和5年10月10日登記)に係る地方税(法定納期限等 令和元年12月20日)……300万円

TAC予想問題

●直前対策補助問題 第1回〔第一問〕

- 1 次のことがらについて述べなさい。
(3) 納税者が災害に遭ったことにより、納期限内に国税を納付できなかった場合の納税の猶予及び換価の猶予における延滞税の免除

●直前予想答練〔第一問〕

2. 以下の設例に基づき、各問いに答えなさい。

〔設例〕

甲株式会社(以下「甲社」という。)は乙リース会社(以下「乙社」という。)とコピー機の賃貸借契約を締結した。(契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日)その際に、甲株式会社は1年分の賃借料252,000円(月額 21,000円)を前払いし、事業用として使用している。

そして、その後乙社は令和5年3月期分法人税の確定申告分(法定納期限: 令和5年5月31日 確定申告書提出日: 令和5年5月31日)668,000円を滞納した。

問1 乙社の滞納法人税につき、上記コピー機に対し差押処分を行う場合、国税徴収法上、甲社の権利保護につき、どのような規定が設けられているか説明しなさい。

問2 乙社の滞納法人税につき、上記コピー機を差し押さえるための手続を述べなさい。

なお、甲社は、国税徴収法施行令第13条に規定する滞納者の親族その他の特殊関係者ではない。

●直前予想答練〔第二問〕

〔設例〕

1 納税者甲は、令和5年6月27日現在、以下の国税を滞納している。

- (1) 令和4年分申告所得税予定納税1期分500万円(納期限: 令和4年7月31日)
(2) 令和4年分申告所得税予定納税2期分500万円(納期限: 令和4年11月30日)
(3) 令和4年分申告所得税確定申告分1200万円(修正申告書提出日: 令和5年4月20日)

2 A税務署長は、令和5年6月27日、滞納者甲の滞納国税を徴収するため、甲が所有する土地を差し押さえるとともに、本件土地に根抵当権を設定していた根抵当権者P銀行及び抵当権を設定していた抵当権者Q銀行に差押えをした旨の通知をした(差押通知を受けた時点のP銀行の債権額2,300万円)。

3 本件土地の権利関係は、次のとおりである。

- (1) 令和3年9月26日根抵当権設定登記(根抵当権者P銀行、債務者乙、極度額2,000万円)
(2) 令和4年1月21日売買を原因として乙から滞納者甲に対し所有権移転登記
(3) 令和4年4月15日上記(1)の根抵当権の極度額を3,000万円とする極度額増額の付記登記
(4) 令和4年9月20日抵当権設定登記(抵当権者Q銀行、債務者甲、被担保債権額1,000万円)

4 B市長は、令和5年10月5日、滞納者甲の滞納地方税(滞納額: 500万円、法定納期限等: 令和3年3月31日)を徴収するため、本件土地に対して参加差押えをするとともに、本件土地に根抵当権を設定していた根抵当権者P銀行及び抵当権を設定していた抵当権者Q銀行に参加差押えをした旨の通知をした(参加差押通知を受けた時点のP銀行の債権額2,200万円)。

5 A税務署長は、令和6年4月25日、本件土地について公売を実施し、買受人から換価代金3,600万円を受領した。

なお、P銀行からは根抵当権に係る債権額が2,400万円である旨の債権現在額申立書が、Q銀行からは抵当権に係る債権額が800万円である旨の債権現在額申立書が、それぞれ提出されている。

上記の場合において、本件土地の公売に伴う各債権者に対する換価代金の配当額及びその根拠を答えなさい。なお、本件公売に係る費用として、鑑定評価手数料100万円及び差押関係書類郵送料1万円を要している。

【第一問】問3

- (2) 不動産の換価代金……2,000万円
A銀行の抵当権（令和4年8月31日設定登記）の被担保債権 ……500万円
B銀行の抵当権（令和5年6月15日設定登記）の被担保債権 ……400万円
C銀行の抵当権（令和5年9月15日設定登記）の被担保債権 ……600万円
D銀行の抵当権（令和5年9月30日設定登記）の被担保債権 ……300万円
E税務署の交付要求（令和5年12月13日）に係るXの国税（法定納期限等 令和5年5月31日） ……700万円
（注1）本件の不動産は、令和5年10月25日にXからYに譲渡されている。
（注2）E税務署の交付要求は適法であるものとする。



●直前対策補助問題 第2回【第二問】

以下の設例に基づき、各問いの答えなさい。

【設例】

- 1 滞納者Aは、令和4年分申告所得税確定申告分300万円（法定納期限：令和5年3月15日 申告書提出日：令和5年4月5日）を滞納しているが、唯一の所有財産である土地を、令和5年10月6日、Bに譲渡した。
当該土地には、次の抵当権の設定登記がされている。
(1) 令和4年6月5日、抵当権設定登記、抵当権者C、被担保債権額500万円
(2) 令和5年4月7日、抵当権設定登記、抵当権者D、被担保債権額200万円
2 甲税務署長は、令和5年11月6日、Bの滞納国税（令和3年分申告所得税確定申告分150万円、法定納期限等：令和3年3月15日）を徴収するため、当該土地を差し押さえた。
3 甲税務署長の差押えに対して、令和5年11月14日、乙市長からBの市民税（滞納額120万円、法定納期限等：令和4年1月31日）による交付要求、同月18日、丙税務署長からAの国税による交付要求がそれぞれ行われた。
4 甲税務署長は、令和6年2月17日、差押土地を公売し、買受人から換価代金850万円を受領した。この公売に際し、差押不動産の評価を不動産鑑定士に依頼し、鑑定料を30万円支払っている。
問1 上記設例において、丙税務署長は滞納者Aの国税を徴収するため、交付要求の他、執るべき手続を答えなさい。
問2 上記設例において、換価に伴う丙税務署（Aの滞納国税）に対する換価代金の配当額を答えなさい。なお、計算過程などは述べる必要はない。
（注）配当額の計算に当たっては、利息、遅延損害金、遅滞税、各債権者の債権額の変動及び土日等は、一切考慮する必要はない。



●全国公開模試【第二問】

以下の設例に基づき、下記の問いに答えなさい。

【設例】

- 1 納税者甲は、令和3年分申告所得税（法定納期限：令和4年3月15日）について、令和5年7月14日に620万円の修正申告をする際、当該国税の全額を一時に納付することが困難であるとして、取引先である乙株式会社（以下「乙社」という。）の所有する不動産を担保提供したうえで分割納付したい旨を申し出た。甲の所轄税務署長Xは所要の調査を行ったうえで、前記申出を相当と認め、同日、分割納付を許可するとともに抵当権を設定した。
2 乙社は令和元年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度に係る法人税更正分（法定納期限：令和2年5月31日 納期限：令和5年1月10日）1,015万円を滞納しており、その後、唯一の財産である前記不動産を令和5年10月24日、取引先である丙株式会社（以下「丙社」という。）に譲渡した。
3 丙社の所轄税務署長Yは、令和5年1月から同年6月までの間に支払った従業員及び役員報酬に係る滞納源泉所得税300万円（源泉所得税の納期特例（所得税法216条）の適用有り。法定納期限：令和5年7月10日納税告知書に記載された納期限：令和5年11月5日）を徴収するため、令和6年4月15日に前記1の不動産に対して差押えを執行した。
4 なお、本件不動産には上記1以外に以下の抵当権が設定されている。
(1) 令和4年10月18日 設定登記 債権者A 債務者乙社
被担保債権額 1,680万円
(2) 令和5年10月20日 設定登記 債権者B 債務者乙社
被担保債権額 1,770万円
5 その後、丙社は、消費税更正分（納期限：令和6年4月10日）105万円を新たに滞納したため、所轄税務署長Yは令和6年4月20日に督促状を発送することとした。
問1 1に関して、甲の所轄税務署長Xが行ったと考え得る措置について、その根拠を説明しなさい。
問2 5に関して、所轄税務署長Yは、丙社の新たに発生した滞納消費税更正分105万円を保全するため、国税徴収法上、どのような措置をとることができるか説明しなさい。
問3 問2において所轄税務署長Yがとった措置を踏まえ、令和6年6月15日に公売に付し4,450万円を換価された場合の各債権に対する換価代金の配当額を計算過程を示して答えなさい。
（注）計算にあたっては、付帯税、利息、遅延損害金、財産の増減その他の財産状況及び土日等は一切考慮する必要はない。

〔第二問〕

次の〔設例〕において、A社の滞納国税を徴収するため、国税徴収法上考えられる徴収方途及び徴収可能額について、その根拠を示して答えなさい。なお、土日、祝日等は考慮する必要はない。また、滞納処分費及び附帯税について考慮する必要はない。

〔設例〕

- 1 飲食業及び食料品製造業を営むA社（代表者Pが100%株主である。）は、飲食業部門の事業を別会社に承継することを目的として、新たに株式会社B社（代表者はPの配偶者であるQ）を設立する会社分割（以下「本件新設分割」という。）を行うこととし、令和4年8月31日、本件新設分割に係る新設分割計画について株主総会の特別決議により承認を得た。
- 2 本件新設分割の内容は、おおむね次のとおりである。
 - ① B社が分割に際して発行する株式
B社は、本件新設分割に際して普通株式100株を発行し、その全部をA社に交付する。
 - ② 承継する権利義務
A社の飲食業部門の事業に属する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。
なお、B社に承継する具体的な資産及び債務の内容及び価額は以下のとおりである。
(資産)

店舗土地	2,000万円
店舗建物	1,000万円
店舗備品	500万円
売掛金	200万円

(債務)

買掛金	800万円
借入金	2,500万円
未払給与	200万円
 - ③ 本件新設分割の効力発生日
令和4年10月1日

●実力完成答練 第4回〔第一問〕

2. 甲は令和5年分申告所得税修正申告分（修正申告書提出日：令和6年5月10日）70万円を滞納し、財産調査をしたところ、以下の事項を把握できた。なお、他にみるべき財産はない状況である。
<判明事項>

納税者甲は、諸種の事情により、令和5年4月1日、長男乙に事業譲渡をしている。なお、譲渡した事業に係る資産は、店舗（評価額：500万円）と売掛金（60万円：既に長男乙が回収している）、負債は借入金500万円（上記店舗にX抵当権の設定登記：令和4年2月1日）である。また、事業を譲り受けた長男乙は、自己資金と新たな借入金により車両を1台（評価額：180万円）購入し、同一の事業を継続している。

問 <判明事項> において、滞納者甲の申告所得税を徴収するため執り得る国税徴収法上の徴収方途があれば、その要件及び長男乙から徴収することができる金額を述べなさい。

(注) 各財産は、概算評価額などで換価されるものとし、他の財産状況及び債権額（財産価額）の変動等及び土日、祝日等は一切考慮する必要はない。また、差押え後の公売及び取立手続については述べる必要はない。